

平成 29 年度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審 査 意 見 書

珠 洲 市 監 査 委 員

30 監査第15号

平成30年8月22日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 田島 邦章

珠洲市監査委員 上野 良夫

財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度珠洲市財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率の関係書類等を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成29年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— %	14.12%	20.00%
②連結実質赤字比率	— %	19.12%	30.00%
③実質公債費比率	13.4%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	52.0%	350.0%	

※ — %は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について…平成29年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、該当なし。

②連結実質赤字比率について…平成29年度の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、該当なし。

③実質公債費比率について…平成29年度の実質公債費比率は13.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について…平成29年度の将来負担比率は52.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

実質公債費比率については、新幹線PRファンド貸付金償還終了に伴う負担等が減少しているものの、本指標は平成27～29年度の3か年平均値として算出されるため、結果として前年度を0.5ポイント上回っている。

今後は、近年実施した大型事業による地方債の償還開始に伴い、数値が上昇することが予想されるが、起債に知事の許可を必要とする18%を超えることのないように努力をして欲しい。

また、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回り、健全な指標と言え、前年度を1.2ポイント上回っている。これは、地域振興基金や多目的ホール施設管理等基金の取り崩しや、交付税の減少が主な要因である。

今後も起債による事業が実施・計画されていることから、将来的に負担すべき地方債償還額を的確に把握するとともに、一般会計からの繰入れに依存している特別会計や企業会計の地方債償還額、退職手当支給予定額、多額の補助金や管理費を負担している三セク等への支援等、将来的に財政負担になる経費等を適正に把握され、計画的な財政運営を望むものである。

平成29年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	— %	20.0%
2 水道事業会計	— %	20.0%
3 下水道事業特別会計	— %	20.0%

※ — %は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成29年度の上記3会計は、いずれも資金不足を生じておらず、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項等

いずれの会計においても、一般会計からの補助金等の繰入れにより、経営のバランスが保たれている状況にある。今後も一層の事業の合理化と効率化を図るとともに、経費の節減に努め、適正な行政サービスの向上に努力する必要がある。

